

君津市
図書館システム構築導入事業
プロポーザル実施要領

令和6年 11 月

君津市教育委員会 中央図書館

目次

1	はじめに.....	1
1-1	君津市図書館システム構築導入事業の目的	1
1-2	図書館の構成.....	1
1-3	実施形式.....	1
1-4	調達の基本方針	1
1-5	調達内容.....	2
1-6	予定契約期間.....	2
1-7	予定賃貸借期間及び支払期間.....	2
2	企画提案概要.....	3
2-1	提案概要.....	3
2-2	スケジュール.....	3
2-3	提案上限額.....	4
2-4	契約方法.....	4
2-5	事務局(担当窓口).....	4
3	参加申込み	6
3-1	提案参加資格.....	6
3-2	参加申込方法.....	7
3-3	参加資格確認通知書の送付.....	7
3-4	参加辞退方法.....	7
4	本構築導入事業における留意事項.....	8
5	提案に関する質問の受付及び回答.....	9
5-1	質問方法.....	9
5-2	回答	9
6	審査に係る提出書類.....	9
6-1	提出書類一覧.....	9
6-2	提出方法.....	11
7	審査方法.....	12
7-1	審査方法の概要	12
7-2	優先交渉権者の決定及び通知	13
7-3	最低基準	14

1 はじめに

1-1 君津市図書館システム構築導入事業の目的

君津市(以下「発注者」という。)の図書館システムの賃貸借契約期間が終了するため、情報通信技術の発達に対応し、市民の利便性に優れ、十分なセキュリティ対策が施された図書館システムへの見直しを行い、機器と共に更新することを目的とする。

1-2 図書館の構成

中央図書館、分室6箇所、移動図書館(1台、31箇所 2週間周期)、市内小学校12校、市内中学校7校。

1-3 実施形式

公募型プロポーザル形式

1-4 調達の基本方針

図書館システムの構築の基本方針は下記のとおり策定した。
詳細については別添「君津市図書館システム構築導入事業仕様書」(以下、「仕様書」という。)、【別紙1】君津市図書館システム機能要件確認書、【別紙2】機器設置場所及び数量一覧、【別紙3】機器仕様書、【別紙4】ネットワークイメージ構成図を参照すること。

(1) システム基本機能

図書館システムは、図書館の業務全体を処理できるトータルシステムであり、現在、図書館で行っている業務を概ね満たしていることを基本とする。

(2) 業務の効率化

予約は所蔵、未所蔵にかかわらず全てシステムで一元的に管理でき、未所蔵資料の手配漏れが起こらないよう一覧を抽出するなど、チェック機能を有するシステムであること。

(3) 利用者サービスの向上

- ① Web サービスの充実をはかり、利用者に必要な情報(サービス)を迅速に提供すること。
- ② 利用者バーコードを利用者所有のスマートフォンに表示させることにより、図書館利用券として利用できること。
- ③ Web-OPAC 蔵書検索での対象資料の絞り込み項目を増やし、より簡単且つ的確に絞り込みできること。

(4) システム運用に対する安定、信頼性の確保

システムのソフト・機器ともに十分な安定性を持ち、障害発生時には土日、夜間であっても迅速かつ的確な障害対応が可能な保守体制を整えていること。システムのトラブル等による業務停止がないよう、稼働実績があり緊急時の体制が十分整っているなど、サポート体制が充実していること。

(5) セキュリティの向上とネットワーク構成の見直し

システムの運用におけるセキュリティ上の強靱化をする。

1-5 調達内容

(1) 君津市図書館システム構築(学校図書館連携型システム)

(2) 君津市図書館および学校図書館のシステム運用に関わるソフトウェアおよび機器等の調達

(3) 図書館ネットワーク構築作業

(4) 図書館ホームページ連携環境構築(本市職員が作成する市ホームページのサブサイトに検索画面、利用者紹介ページ、カレンダー等図書館システムに起因する部分のリンク等を行う)

(5) 現行システムから抽出したデータの取り込み

(6) 賃貸借期間終了後の機器撤去及びデータ消去

(7) 賃貸借期間の保守(システムに係る関連ソフトと機器、ネットワークを含む)

(8) 稼働時支援、システム操作の職員研修

(9) 導入時の機器の設置

(10) LAN配線作業

(11) 図書館システムで必要となる回線費用(賃貸借期間)

(12) Tooli連携サービス利用料(賃貸借期間)

(13) その他(1)～(12)を実施するために必要とする業務等(運用保守支援業務を含む。)

1-6 予定契約期間

令和7年2月から令和12年8月31日まで

1-7 予定賃貸借期間及び支払期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

2 企画提案概要

2-1 提案概要

君津市図書館システム構築導入事業の企画提案にあたっては、本「君津市図書館システム構築導入事業プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)及び別紙仕様書に基づき提案を行うこと。

2-2 スケジュール

企画提案におけるスケジュールを「表 1 企画提案スケジュール」に示す。

表 1 企画提案スケジュール

No.	イベント	期間又は期限
1	公募の開始	令和 6 年 11 月 11 日(月曜日)
2	質問書の受付期限	令和 6 年 11 月 25 日(月曜日) 17時 00 分
3	質問書の回答期限	令和 6 年 12 月 2 日(月曜日)(予定)
4	参加申込書等の提出期限	令和 6 年 12 月 6 日(金曜日) 17時00分
5	参加資格確認通知書の送付	令和 6 年 12 月 13 日(金曜日)まで
6	企画提案書等の提出期限	令和 6 年 12 月 18 日(水曜日) 17 時 00 分
7	参加辞退届の提出期限	令和 6 年 12 月 23 日(月曜日) 17時00分
8	デモンストレーション審査	令和 7 年 1 月 9 日(木曜日)
9	企画提案書プレゼンテーション審査	令和 7 年 1 月 16 日(木曜日)
10	結果の通知送付	令和 7 年 1 月 23 日(木曜日)(予定)

2-3 提案上限額

提案上限額 178,111 千円(消費税及び地方消費税を含む)

令和 6 年度	0円
令和 7 年度	20,780 千円
令和 8 年度	35,622 千円
令和 9 年度	35,622 千円
令和 10 年度	35,622 千円
令和 11 年度	35,622 千円
令和 12 年度	14,843 千円

※当該金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※令和 6 年度～令和 12 年度に係る債務負担行為による予算設定である。

※当該金額は、「1-5 調達内容」にかかる図書館システム、賃借料、運用保守料及び諸経費、独自提案において提案した事項を含めた総額である。

※本事業で使用、または作成した機器内に搭載されている全てのデータは、契約期間終了後に抽出し、発注者に返還すること。ただし、データ抽出にかかる費用は本調達には含まない。

※見積書を提出する際には、上記価格を超えてはならない。

2-4 契約方法

- (1) 本プロポーザルにより受注者となる優先交渉権者を選定する。選定後、システムの各種設定、設計、構築及び必要なソフトウェア、ハードウェア並びにこれらに係る保守・運用サービスについて要求仕様を定義する。要求仕様の定義後、図書館システム関連機器について、優先交渉権者と随意契約で保守を含んだ賃貸借契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合において、次点交渉権者が優先交渉権者として妥当と認められる場合にのみ、当該次点交渉権者と協議を行うものとする。

2-5 事務局(担当窓口)

- (1) 担当部署:中央図書館 企画運営係
- (2) 担当者:三沢、田口
- (3) 住所:〒299-1152 千葉県君津市久保二丁目13番3号
- (4) 電話番号:0439-56-1542(本事業のみ)

祝日、年末年始(令和 6 年 12 月 28 日から令和 7 年 1 月 3 日)を除いた月～金

曜日午前9時から午後5時まで

(5) F A X:0439-52-4746

(6) E-mail:library@city.kimitsu.lg.jp

3 参加申込み

3-1 提案参加資格

本プロポーザルの参加に必要な資格は、次の通りとする。

(1) 君津市入札参加資格者名簿において、下記の取扱業種及び取扱品目のうち、①～④及び⑦～⑨のすべて登録されている事業者であること。且つ⑤及び⑥については、いずれかに登録がされている事業者であること。なお、本構築導入業務の一部を第三者に請け負わせる者は、再委託業務に係る下記の業種及び取扱品目について、再委託業者が登録していれば前述の要件を満たすものとする。ただし、その場合であっても本プロポーザルに参加する事業者は少なくとも1つ以上の取扱品目に登録されていること。

- ① 業種：リース、取扱品目：電算機
- ② 業種：電算機・電算用品、取扱品目：パーソナルコンピュータ
- ③ 業種：電算機・電算用品、取扱品目：パッケージソフトウェア
- ④ 業種：電算機・電算用品、取扱品目：コンピュータ周辺機器
- ⑤ 業種：電算機・電算用品、取扱品目：汎用コンピュータ
- ⑥ 業種：電算機・電算用品、取扱品目：その他
- ⑦ 業種：情報処理、取扱品目：システム開発・ソフトウェア開発
- ⑧ 業種：情報処理、取扱品目：システム運用
- ⑨ 業種：情報処理、取扱品目：システムメンテナンス

(2) 君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成20年3月1日制定)による指名停止期間中でない者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は受注候補者を選定する前6か月以内に手形又は小切手を不渡りにした者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

(5) 令和元年度から令和6年度において地方公共団体における本業務と同種又は類似業務の受注実績があること。

(6) 千葉県内もしくは東京23区内に本店(社)・支店(社)又は営業所を有する者。

(7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証(JIS Q 27001(ISO/IEC 27001))又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。

3-2 参加申込方法

参加を希望する場合には、【様式 1】参加申込書兼誓約書、【様式 2】会社概要調書(「情報セキュリティに関わる資格の取得及び維持」の項目にある認定証(写し)も添付すること)、【様式 3】図書館システム構築導入及び保守実績書(実績は契約書表紙等(写し)も添付すること)を記載し、「2-5 事務局(担当窓口)」に郵送又は直接持参すること。また、本構築導入事業の一部を第三者に請け負わせる者は、業務の請負体系について参加申込書兼誓約書に付すこと【任意様式】。

提出期限は、令和 6 年 12 月 6 日(金曜日)17 時 00 分(必着)までとする。提出期限を過ぎた参加申込みについては、原則、受け付けない。

なお、参加申込以後連絡は、参加申込書兼誓約書に記載されたメールアドレスに対して行うものとする。

3-3 参加資格確認通知書の送付

参加資格確認通知書については、担当部署にて提出書類を確認し、令和 6 年 12 月 13 日(金曜日)までにメール等により連絡する。

3-4 参加辞退方法

参加申込書等の提出後、応募者の都合により辞退する場合には、【様式4】辞退届を記載し、令和 6 年 12 月 23 日(月曜日)17 時 00 分までに電子メールで送付すること。また、送信確認のため、電子メール送信後、事務局(担当窓口)に電話で連絡すること。

4 本構築導入事業における留意事項

- (1) 公募開始以降、選定結果が通知されるまでの間は公正性の確保のため、発注関連部門への営業活動は自粛すること。ただし、現行保守業者における保守対応の範囲内は除く。
- (2) 企画提案書等の提出物の作成、プレゼンテーション、デモンストレーション環境に係る経費等の本プロポーザルに係る一切の経費については、各提案事業者の負担とする。
- (3) 提案事業者は1つの提案しか行うことができない。
- (4) 提出された提案書は、次のとおり取り扱うこととする。
 - ① 返却しない。
 - ② 審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
 - ③ 原則として第三者への公開はしないものとするが、君津市情報公開条例の対象行政文書となるため、本プロポーザルの審査終了以後に情報公開請求や情報公開請求訴訟によって、公開される可能性がある。
 - ④ 提出後記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。
- (5) 本構築導入事業の受注者となるものは、業務を一括して第三者へ委託等することができないこととする。また、本構築導入事業の受注者となるものは、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

5 提案に関する質問の受付及び回答

5-1 質問方法

提案にあたり仕様書等で疑義のあった場合には、質問内容を【様式5】質問書に記載し、電子メールで送付すること。また、送信確認のため、電子メール送信後、事務局(担当窓口)宛てに電話で連絡すること。

質問書の提出期限は、令和6年11月25日(月曜日)17時00分までとする。提出期限を過ぎた質問書については、原則、受け付けない。

5-2 回答

提出された質問を取りまとめ、質問者の名前を伏せた回答書を作成し、提案事業者全員に送付する。回答書は、令和6年12月2日(月曜日)までに電子メールにて送付を予定している。

回答が遅れる場合は、令和6年12月2日(月曜日)15時00分までにその旨を電子メールにて通知する。

6 審査に係る提出書類

6-1 提出書類一覧

提案事業者は、表2 審査に係る提出書類一覧に挙げた提出書類を、指定した提出部数、書面で提出すること。また、書面とは別に、それぞれのデータを電子媒体(CD-R等)に格納し、1部提出すること。

電子媒体に格納するデータについては、Microsoft社製Word、Excel若しくはPDF形式とする。ただし、発注者から提供するデータ(様式等)があるものは、そのデータで提出すること。

表2 審査に係る提出書類一覧

No.	様式名	提出書類	書面の提出部数
(1)	【様式1】	参加申込書兼誓約書	1部 参加申込時提出
(2)	【様式2】	会社概要調書	1部 参加申込時提出
(3)	【様式3】	図書館システム構築導入及び保守実績書	1部 参加申込時提出
(4)	【様式6】 【任意様式】	見積書 見積明細書	1部

(5)	【任意様式】	業務実施体制	7部
(6)	【任意様式】	企画提案書	7部
(7)	【別紙1】	君津市図書館システム機能要件確認書	2部

(1) 参加申込書兼誓約書

誓約する内容を確認した上で必要事項を記載し、代表者印を押印して参加申込時に提出すること。

(2) 会社概要調書

必要事項を記載し、代表者印を押印して提出すること。また「情報セキュリティに関わる資格の取得及び維持」の項目にある認定証(写し)も参加申込時に提出すること。

(3) 図書館システム構築導入及び保守実績書

必要事項を記載し、実績は契約書表紙等(写し)も参加申込時に提出すること。

(4) 見積書及び見積明細書

【様式6】見積書及び任意様式による見積明細書を提出すること。

また以下①については任意様式による別途参考見積書として提出すること。

- ① 電子書籍のシステム連携については、当初からの実施予定はないが契約期間中に実施することも考えられるため、連携に係るシステム費用。(システム構築、SE作業費等)

※本市は現在、株式会社図書館流通センターの非連携版電子図書館システム「LibrariE & TRC-DL」を利用している。システムを連携した場合に本市が株式会社図書館流通センターと別途契約するのは「DL マガジン」、「電子書籍コンテンツ」、「電子書籍 MARC」のみであり、それ以外について参考見積に含むこと。

(5) 業務実施体制

図書館システムの構築、運用・保守及び貸借を行う体制について、それぞれ記載すること。

(6) 企画提案書

仕様書の内容を踏まえ、審査基準の項目に沿って記載し提出すること。また、仕様書に定める要件については、必ず実現すること。

- ① 横書き、A4 判片面印刷とし、表紙と目次を除き40ページ以内とする。
 ② 仕様書の内容を踏まえたうえ、【別紙6】君津市図書館システム構築導入事業プロポーザル審査基準(以下、「審査基準」という。)の審査基準項目ごとに記載すること。

と。

- ③ 記述内容はできる限り平易な言葉を用い、専門用語や略語は極力使用しないよう配慮するなど、提案内容の分かりやすさを重視すること(例えば、専門用語を用いる場合は用語解説等を補記すること)。

(7) 【別紙1】君津市図書館システム機能要件確認書

【別紙1】君津市図書館システム機能要件確認書は、審査基準を参照のうえ記入し、提出すること。また、「12.帳票印刷」に示す帳票についてはサンプルとして、導入予定の図書館ソフトから抽出・出力したものを提出すること。

6-2 提出方法

提出書類は、「2-5 事務局(担当窓口)」に郵送又は直接持参すること。なお、持参する際には、提出日時について事前に電話等で連絡すること。ただし、表 2 審査に係る提出書類一覧の(1)【様式 1】参加申込書兼誓約書、(2)【様式 2】会社概要調書、(3)【様式 3】図書館システム構築導入及び保守実績書については参加申込時に提出済みのため書面での提出は不要とする。

書類等の提出期限は、令和6年12月18日(水曜日)17時00分(必着)までとする。提出期限を過ぎた場合は、原則、審査を行わない。

7 審査方法

7-1 審査方法の概要

本市職員で構成された君津市図書館システム構築導入事業プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において審査基準に基づき審査をする。

ただし、参加資格を持つものが4者以上であった場合は、書類審査結果を踏まえ、デモンストレーション審査、企画提案書プレゼンテーション審査に参加する者を評価値の高い上位3者に限定する。

(1) 書類審査

書類審査として、事前に提出された書類の中から【様式2】会社概要調書、【様式3】図書館システム構築導入及び保守実績書、【様式6】見積書、【別紙1】君津市図書館システム機能要件確認書を基に評価を行う。その採点結果を事務局から審査委員会に提出する。

(2) デモンストレーション審査

操作性・機能性が、仕様書やシステム機能要件を満たしているかどうかを、提案者の実機を用いた操作により、デモンストレーション審査評価者が評価する。その採点結果を審査委員会に提出する。

① 実施手順について

【別紙7】君津市図書館システム構築導入事業デモンストレーション実施手順のとおりとする。

② 開催日

令和7年1月9日(木曜日)(詳細は書類審査後、対象者へ通知する)

③ 資料

資料はデモンストレーション審査の実施当日に持参すること。

任意様式とし、A4サイズで40ページ以内にまとめる。A3サイズの場合はゼット折りする。部数は同じものを6部用意する。内容についてはデモンストレーションで紹介する機能の解説とする。なお、上記の資料以外に、デモンストレーションの参考になる図書館システムのパンフレット等を配布してもよい。

④ 実施方法

ア 準備 15分以内

イ デモンストレーション 60分以内

【別紙7】君津市図書館システム構築導入事業デモンストレーション実施手順に沿って操作実演を行う。

ウ デモ機操作兼質疑応答 15分以内

デモンストレーション審査評価者によるデモ機の操作を行う。提案事業者は操作方法の解説及び操作性についての特徴を説明する。

エ 片付け退席 15 分以内

⑤ 留意事項

ア デモンストレーションは、発注者がスクリーンのみを用意するため、その他の機器については、提案事業者で用意すること。またデモ機については複数職員が実際に操作を同時に体験できるよう、2 台以上を用意すること。

イ デモンストレーションの様子については、審査の記録のため、撮影・録画・録音をする可能性がある。

(3) 企画提案書プレゼンテーション審査

企画提案書をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価をする。

① 開催日

令和 7 年 1 月 16 日(木曜日)(詳細は書類審査後、対象者へ通知する)

② 説明者

説明は業務実施体制に記載した者の内 3 者以内とする。

③ 実施方法

ア 準備 15 分以内

イ プレゼンテーション 40 分以内

プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うこと。なお、追加資料の配布は認めない。

ウ 質疑応答 20 分以内

エ 片付け退席 15 分以内

④ 留意事項

ア 企画提案書の内容を具体的に説明すること。

イ 審査基準の項目に沿ってプレゼンテーションすること。

ウ 説明は平易な用語で、わかりやすく説明すること。

エ プレゼンテーションは、発注者がスクリーンのみを用意するため、その他の機器については、提案事業者で用意すること。

オ プレゼンテーションの様子については、審査の記録のため、撮影・録画・録音をする可能性がある。

7-2 優先交渉権者の決定及び通知

審査基準に基づいて決定した、総合評価点数の最も高い提案事業者を優先交渉権者とする。なお、提案事業者が1者であっても、最低基準を満たすときは、優先交渉権者として選定する。

優先交渉権者の決定及び審査結果については、令和 7 年 1 月 23 日(木曜日)(予定)に、提案事業者全員に対して電子メールにて送付するとともに、君津市公式 Web サイト上で公表する。

7-3 最低基準

「7-2 優先交渉権者の決定及び通知」で規定する最低基準は、審査基準に示す合計点が 600 点以上であることとする。